

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2019年6月26日
【会社名】	Biofermin製薬株式会社
【英訳名】	BIOFERMIN PHARMACEUTICAL CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 北谷 脩
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	神戸市中央区三宮町一丁目1番2号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長北谷脩は、当社の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価については、当事業年度の末日である2019年3月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して評価を実施しました。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（以下「全社的な内部統制」という。）については、質問表を用いた関係者へのヒアリングを行うとともに、関連資料の閲覧・検証を通じて整備及び運用状況について評価を行い、その結果を踏まえて評価対象となる業務プロセスを選定いたしました。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価をすることによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

全社的な内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から、全ての事業拠点を対象に必要な範囲を決定いたしました。

また、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、上記の全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、「売上高」、「売掛金」及び「棚卸資産」を選定指標としそれらについて前事業年度の2/3程度の割合に達している2事業拠点（本社及び西神事業所）を重要な事業拠点として選定し、この2事業拠点における当社の事業目的に大きく関わる勘定科目である「売上高」、「売掛金」及び「棚卸資産」に関わる業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。評価の対象とした業務プロセスについては、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、関係者へのヒアリング、関連文書の閲覧、業務の観察、記録の検証等を行い、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価をいたしました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、2019年3月31日現在における、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。